

「セルフヘルプ活動コーナー」ロッカー及びメールボックス運営要領

1 目的

神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」）が、かながわ県民センター12階に設置するロッカー及びメールボックスを貸出し、セルフヘルプ・グループ支援の一助とする。

2 利用対象グループ

以下の条件を満たすグループとする。

- (1) 主として共通の悩みや問題を抱える当事者が自主的に活動を行っていること。
- (2) 12階セルフヘルプ活動コーナーを概ね3ヶ月に複数回利用すること。
- (3) 政治又は宗教活動をグループの目的としていないこと。

3 利用期間

利用期間は、4月1日から翌年3月31日での1年間とする。ただし、継続利用は妨げない。

4 利用料

無料

5 申込及び利用グループの決定

- (1) 利用を希望するセルフヘルプ・グループは、所定の用紙に必要事項を記入の上、申込をする。
- (2) 申込にあたっては、グループの活動内容がわかる書類を添付しなければならない。
- (3) 県社協は、利用の可否についてグループに対し通知する。
- (4) 空きがあれば、随時申し込みを受けることとする。

6 利用条件

- (1) ロッカー・メールボックスの利用にあたっては、1グループにつき1枠とする。
- (2) 災害等により、ロッカー・メールボックスの管理に支障が生じる恐れがあるとして、県社協地域福祉部地域課(かながわボランティアセンター)が予め利用中止と判断した場合は、その判断に従う。
- (3) その他の事情が生じた際は、事務局と協議・調整する。

7 利用方法

別紙「利用のしおり」に定める。

8 利用の停止

利用方法（別紙利用のしおりに記載された内容）を著しく逸脱した場合、利用を停止することができる。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日より施行する。

- 2 セルフヘルプ活動コーナー ロッカー及びメールボックス利用要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、現に旧要領によりロッカー及びメールボックスを利用していた場合は、その利用期間が終了するまでの間、旧要領の規定を適用する。
- 4 この要領は、平成 22 年 12 月 28 日より施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 10 日より施行する。
- 6 この要領は、平成 28 年 4 月 26 日より施行する。
- 7 この要領は、平成 30 年 11 月 16 日より施行する。
- 8 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。